

経営効率化計画の論点

平成26年8月22日
資源エネルギー庁

1. 今般の料金改定申請にあたっての経営効率化について

論点等

- ・ 規制需要家の料金を定める供給約款の認可基準としては、電気事業法第19条において、「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」等が規定されており、これまで平成24年度以降に料金値上げ申請が行われた事業者に対しては、各費用の性格に応じて、適切な経営効率化努力を反映した原価査定を行ってきた。
- ・ 今般、北海道電力より申請が行われた「電源構成変分認可制度」では、燃料費、購入・販売電力料等の4項目8費用が直接の査定対象項目となるが、需要家に更なる負担を求めるに当たり、今般の料金改定の前提計画として位置づけられている経営効率化計画が、前回改定の査定方針及び認可時に求めた経営効率化を反映したものであるかどうか、その進捗状況・内容等を十分にチェックする必要がある。
- ・ 上記を踏まえ、今回の改定にあたって、経営効率化が十分に進捗・達成していると言えるか。仮に一部が達成できていない場合は、その理由に合理性があると言えるか。
- ・ また、追加的・自主的な効率化の取り組みについて、原価算定期間内において年度毎にどこまで織り込んでいるか。

(参考)電気事業法

(一般電気事業者の供給約款等)

第十九条 一般電気事業者は、一般の需要(特定規模需要を除く。)に応ずる電気の供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

2. 北海道電力の経営効率化計画の概要

2

■ 前回の料金改定の認可時に料金原価に反映された効率化額、実績、追加計画等

(単位: 億円)

費用項目	平成25年度					平成26年度					平成27年度				
	前回認可			実績	差引 (実績－前回認可計)	前回認可			計画	差引 (計画－前回認可計)	前回認可			計画	差引 (計画－前回認可計)
	前回申請	査定方針	計			前回申請	査定方針	計			前回申請	査定方針	計		
合計額	316	135	451	515	64	368	121	489	618	129	383	153	536	－	－
人件費	125	35	160	121	▲ 39	125	34	159	151	▲ 8	125	34	159	－	－
需給関係費	34	13	48	71	23	43	43	86	46	▲ 40	43	44	88	－	－
設備投資関連費用	11	11	22	14	▲ 8	31	10	41	34	▲ 7	49	10	59	－	－
修繕費	79	9	88	150	62	103	10	113	223	110	102	23	125	－	－
諸経費等	67	66	133	161	27	66	24	90	164	74	64	42	106	－	－

出典: 第15回電気料金審査専門小委員会(北海道電力提出)資料より資源エネルギー庁作成

※「前回申請」は、前回料金改定申請時に効率化額として織り込んでいたもの。

※「査定方針」は、前回認可時に、総原価洗い替えを行った上で査定方針において3ヶ年平均で示されたものを、あらためて年度展開したもの。

※「実績」及び「計画」には、前回認可における査定には対応しているが「コスト削減」には含んでいないもの(違約金等)を含む。

(参考)電気料金審査専門小委員会等(北海道電力・中部電力)における検討結果①

【北海道電力】

～基本的な考え方～

電気事業法第19条第1項に基づく電気料金値上げ等の申請に対しては、一般電気事業供給約款料金算定規則(以下「算定規則」という。)等の電気事業法関連規定及び「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書」(平成24年3月)を踏まえた審査要領等、他の一般電気事業者にも適用され得るルールに照らし、申請された料金が「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」等の電気事業法の要件に合致しているかを審査する。

具体的には、以下の基本的考え方に基づき、全費用項目を査定することとする。

(略)

(3) 今後契約を締結するもの、契約交渉を行うものについては、以下の方針に基づき減額する。

東北電力、四国電力及び北海道電力は、資材調達や工事・委託事業等に関し、今後契約を締結するもの、契約交渉を行うものについて、入札の実施の有無にかかわらず約7%の調達価格削減を織り込んで申請している。

関西電力、九州電力からの申請においては、自らの調査に基づき7%の調達価格削減を織り込んで申請していたが、調達発注価格を決める際の主要な構成要素の一つである委託人件費について東京電力のものと比較し、コスト削減前の東京電力と概ね同様の水準であることを確認した上で、東京電力が「東京電力に関する経営・財務調査委員会」等の第三者による確認を受け10%の調達価格削減を織り込んだ例を勘案し、各費用項目の性格に応じ、コスト削減を求めることが困難である費用(※)を除き、コスト削減額が原則10%に満たない場合には、未達分を減額査定したところである。その際、両社が震災後に行った経営効率化の取組のうち、原価織り込み前に削減したものについては、未達分から除外して算定したところである。

(参考)電気料金審査専門小委員会等(北海道電力・中部電力)における検討結果②

東北電力、四国電力及び北海道電力からの申請についても、基本的には関西電力、九州電力からの申請と同様の考え方を適用し減額する。東北電力については、被災3県を中心に資材費や人件費が上昇傾向にあるものの、委託人件費の水準は概ね同様であることから、東京電力、関西電力及び九州電力と同様、震災前の価格水準から10%の調達価格削減を求めることとする。四国電力については、競争入札比率が他電力と比較して低いこと、従来型の電子式計器の調達価格が震災後においても東京電力と比較して大幅に高かったこと、地域補正後の委託人件費についても東京電力のものと比較して0.5%程度割高となっていることなどから、一段の効率化努力を求め、震災前の価格水準から10.5%の調達価格削減を求めることとする。北海道電力についても、委託人件費について東京電力のものと比較し、コスト削減前の東京電力と概ね同様の水準であることが確認できたため、東京電力、関西電力及び九州電力と同様、震災前の価格水準から10%の調達価格削減を求めることとする

※ コスト削減が困難な費用の例・・・市場価格がある商品・サービスの単価、既存資産の減価償却費、公租公課 等

(4)更に、子会社・関係会社に対しても、本社並の経営合理化を求めるため、今後の契約取引に係る費用のうち一般管理費等のコスト削減可能な部分について、出資比率に応じ、本社と同様に東北電力及び北海道電力は10%、四国電力は10.5%の追加的コスト削減を行うことを前提に原価を減額する。

(参考)電気料金審査専門小委員会等(北海道電力・中部電力)における検討結果③

【中部電力】

～基本的な考え方～

電気事業法第19条第1項に基づく電気料金の値上げ申請について、一般電気事業供給約款料金算定規則等の電気事業法関連規定、「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書」(平成24年3月)、及び平成24年5月11日の東京電力株式会社の値上げ認可申請審査以降、6社の申請を審査した結果を踏まえた、審査要領(平成25年12月5日改定(※))に照らし、申請された料金が「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」等の電気事業法の要件に合致し、最大限の経営効率化を踏まえたものであるかを審査する。

※審査要領は、先行6社における査定方針を踏まえ、内容の明確化を図る形で平成25年12月5日に改定された。中部電力の申請は、審査要領の改定前に出されたが、新審査要領は旧審査要領と反するものではなく、内容が明確化されたものであり、新審査要領は10月15日の第5回小委員会の議論を踏まえ、10月22日には意見募集のため公表されていたところであることから、本件申請に当たっては、新審査要領に基づき審査を行う事とした。

その結果、以下の基本的な考え方に基づき、全費用項目を査定すべきである。

(略)

(3)資材調達や工事・委託事業等に係る費用であって、申請後に契約を締結し、又は契約締結に係る交渉を行うものについては、削減を求めることが困難であるものを除き、これまでの入札の実施等による効率化努力の実績や他の事業者の効率化努力との比較を行いつつ査定を行う。

これまでの関西電力、九州電力、東北電力、四国電力及び北海道電力(以下、「関西電力等」という。)の査定においては、調達発注価格を決める際の主要な構成要素の一つである委託人件費について東京電力のものと比較し、コスト削減前の東京電力と概ね同様の水準であることを確認した上で、東京電力が「東京電力に関する経営・財務調査委員会」等の第三者による確認を受け10%の調達価格削減を織り込んだ例を勘案し、各費用項目の性格に応じ、コスト削減を求めることが困難である費用(※1)を除き、コスト削減額が原則10%に満たない場合には、未達分を減額査定したところである。その際各電力が震災後に行った取組のうち、原価織り込み前に削減したものについては、未達分から除外して算定したところである。

(参考)電気料金審査専門小委員会等(北海道電力・中部電力)における検討結果④

今回の中部電力の申請についても、この方針に沿って査定を行うことが適当である。中部電力は申請原価上、設備投資及び修繕費等(※2)の資機材・役務調達のうち、今後契約を締結するものについて、①東日本大震災前の価格水準から10%の調達価格を削減することと、②子会社・関係会社との契約取引に係る費用のうち一般管理費等のコスト削減可能な部分についても、出資比率に応じ10%の調達価格を削減することを基本方針とし、これらを合わせた平均10.31%(うち子会社・関係会社取引分0.31%)を設備投資及び修繕費等への効率化として織り込んでいる(コスト削減を求めることが困難な費用を除く)。この効率化の水準は東京電力及び関西電力等の査定水準と同等である。

また、価格水準について、中部電力と東京電力のそれぞれの委託人件費単価を比較したところ、中部電力の方が低い水準であった。更に、公共工事設計労務単価(※3)と比較することが可能な37職種(電工、機械運転工、塗装工等)について、中部電力、中部5県平均及び全国平均の単価を見比べたところ、中部電力が今回の原価算定に適用した平成25年度単価は中部5県平均及び全国平均より低い水準であるとともに、震災前の平成23年度単価と同じ水準であった。

以上を勘案すると、中部電力の設備投資及び修繕費等の効率化の織り込みについては適当であると考えられる。

※1 コスト削減が困難な費用の例・・・市場価格がある商品・サービスの単価、既存資産の減価償却費、公租公課 等

※2 設備投資、修繕費、固定資産除却費、廃棄物処理費、委託費、普及開発関係費、研究費、養成費等

※3 農林水産省及び国土交通省が公共事業労務費調査に基づき、公共工事設計労務の単価を決定したもの

(4)申請事業者の関係会社との取引に係る費用のうち、一般管理費等については、削減を求めることが困難であるものを除き、出資比率等を勘案し、申請事業者に求める効率化努力の水準と比較しつつ査定を行う。